

条例等で定める額（上限額）

1 桶川市コミュニティセンター設置及び管理条例
別表（第3条、第18条関係）

名称	区分		利用単位	利用料金	
桶川市坂田コミュニティセンター	体育室	全室利用	1時間	600円	
		半室利用	1時間	300円	
	軽体育室	全室利用	1時間	300円	
		半室利用	1時間	150円	
	音楽室1	1室	1時間	200円	
	音楽室2	1室	1時間	200円	
	多目的室1	1室	1時間	200円	
	多目的室2	1室	1時間	200円	
	調理室	1室	1時間	150円	
	会議室	1室	1時間	100円	
	附属設備			規則で定める額	

備考

- 1 市内に住所、事務所、事業所等を有しない者が利用する場合又はこれらの者を主たる対象として利用する場合における利用料金は、この表に定める利用料金の倍額とする。
- 2 利用者が入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいい、その金額が2以上ある場合は、その最高額をいう。以下同じ。）を徴収する場合の利用料金の額は、利用料金の額に次に掲げる率を乗じて得た額とする。
 - (1) 入場料の額が500円未満の場合 100分の130
 - (2) 入場料の額が500円以上1,000円未満の場合 100分の150
 - (3) 入場料の額が1,000円以上の場合 100分の200

2 桶川市コミュニティセンター管理規則

別表（第9条関係）

区分	利用単位	利用料金	備考
ギターアンプ	1台	1時間当たり50円	音楽室
ベースアンプ	1台	1時間当たり50円	音楽室
ヴォーカルアンプ	1台	1時間当たり50円	音楽室
アップライトピアノ	1台	1時間当たり50円	音楽室
エレクトリックピアノ	1台	1時間当たり50円	音楽室
ドラムセット	1式	1時間当たり50円	音楽室
マイク	1本	1時間当たり50円	音楽室
音響設備（マイク含む）	1式	1時間当たり50円	体育室、軽体育室及び多目的室
プロジェクター	1式	1時間当たり50円	
持込機材電源	1差込口	1時間当たり20円	
温水シャワー	1人当たり 1回	100円	

備考 利用料金には、組立て料、分解料及び機器の操作料は含まれない。